

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型補遺幾事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、当該賃金改善を行うために必要な費用に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等の設置者
補助対象経費	保育士等処遇改善臨時特例事業を実施するために必要な経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱に定める額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱に定める基準額（国10/10）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	放課後児童支援員等の処遇改善を図ることを目的に交付するものであり、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和4年3月4日
見直し時期	—
補助終期	令和4年9月30日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当	（担当部署） 子ども若者課 園児支援係
	（電話番号） 0259-63-3126